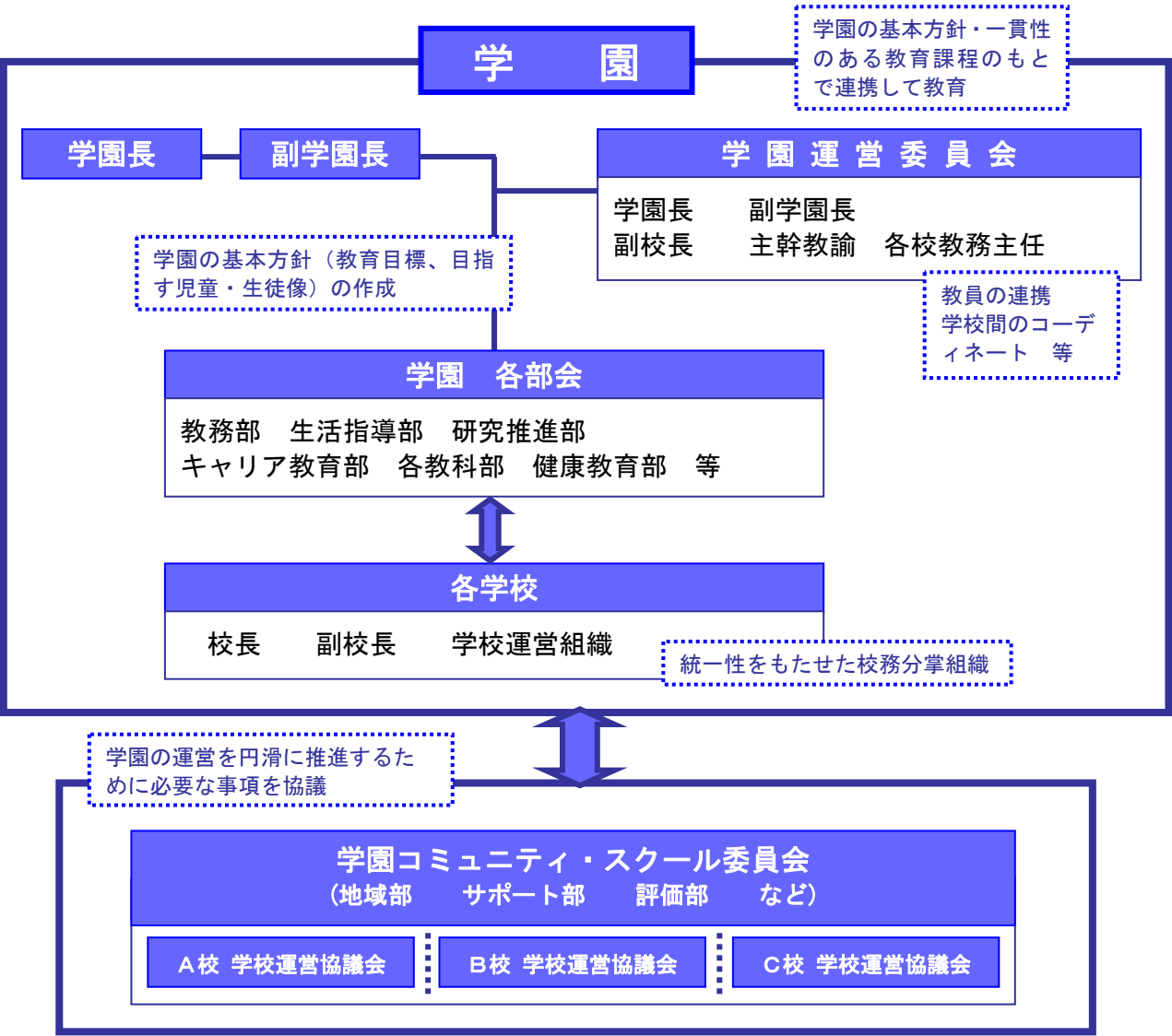


「中学校区のコミュニティ・スクール(学園構想等)」のイメージ(例)



- 地域住民等が学校の運営に積極的に参画することにより、学校と地域住民等が協働して、創意工夫と特色ある学校づくりを推進。
- 学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを推進。
- 保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参画を得ながら、小学校及び中学校が一貫性のある教育課程の下で連携して教育を施すため小・中一貫教育校(「学園」)を設置。
- 学園の運営を円滑に推進するために必要な事項を協議する機関として、学園を構成するすべての指定学校の協議会で組織するコミュニティ・スクール委員会を設置。
- 教育委員会はコミュニティ・スクールの「委員の任命」及び「学校の指定」、学園に対する「委員報酬、運営経費、研究費等の支出」などを実施。

※本「参考」資料は、三鷹市立小・中一貫教育校7学園ガイドブックを参照して事務局が作成